

## 府中市 地区計画ガイド 01

### 小柳町六丁目西武住宅地区

|       |                  |
|-------|------------------|
| 決定年月日 | 昭和 61 年 7 月 19 日 |
| 名 称   | 小柳町六丁目西武住宅地区地区計画 |
| 位 置   | 府中市小柳町六丁目地内      |
| 面 積   | 約 1.3ha          |



- ☆ 地区計画とは、みなさんがお住まいの身近な生活空間について、建築物の建て方のルールや道路、公園などの配置等を地区単位で定める都市計画です。詳しくは「地区計画活用の手引き」をご覧ください。
- ☆ この「府中市地区計画ガイド」は、府中市内における地区計画の事例を紹介するものです。詳細は府中市都市整備部計画課に備え置く指定図書を縦覧してください。
- ☆ 地区計画の区域内で、下記に示すような行為を行う場合には、事前に「届出」が必要です。確認申請の前で、行為着手の30日前までに届出をしてください。
  - (1) 土地の区画形質の変更
  - (2) 建築物の建築又は工作物の建設
  - (3) 建築物等の用途の変更
  - (4) 建築物等の形態又は意匠の変更
  - (5) 木竹の伐採
- ☆ 問合せは、府中市役所7階都市整備部計画課までお願いします。  
電話：042-335-4334 E-mail: [tosikei01@city.fuchu.tokyo.jp](mailto:tosikei01@city.fuchu.tokyo.jp)

|         |  |
|---------|--|
| 地区計画の目標 | 本地区は、緑豊かで、うるおいのある生活空間が確保され、より快適で、質の高い住環境が形成されている。従って、本計画は、この住環境の維持・保全を図り、ふれあいややすらぎのある個性豊かな町へ高めることを目標とする。 |
|---------|--|

■ 区域の整備・開発及び保全に関する方針 ■ ■

|            |   |
|------------|---|
| 土地利用の方針    | 一戸建専用住宅地としての均衡ある土地利用を図り、より快適で質の高い住環境が損なわないよう維持・保全し、文化性の優れた町を確保する。<br>住宅地内の樹木及び生け垣についても保全を図り、緑豊かな魅力ある美しいまちづくりをめざす。また、幼稚園施設については、地域住民との融和のなかで、地域と調和のとれた文化性のあるものとする。 |
| 地区施設の整備の方針 | 体系的に整備された生活道路、公園、緑道及び清掃施設は、機能が損われないよう住民の積極的な参加により維持・保全に努める。   |
| 建築物等の整備の方針 | より快適で質の高い住環境を維持・保全するために必要な建築物等の規制・誘導を行い、緑豊かな文化性に優れた街並みとする。  |

■ 地区整備計画 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

□ 地区施設の配置及び規模 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

|    |                               |
|----|-------------------------------|
| 公園 | 3ヶ所 計 約 556.75 m <sup>2</sup> |
| 緑道 | 幅員 0.6～7.0m 延長 約 61.2m        |
|    | 幅員 4.0m 延長 約 26.3m            |

□ 建築物等に関する事項 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

|               |  |
|---------------|--|
| 地区の細区分        | 住宅地区   |
| 建築物の用途の制限     | 下記のもの以外の建築物は、建築できない。<br>1. 住宅（長屋を除く。）<br>2. 物置その他これに類する付属建築物   |
| 建築物の敷地面積の最低限度 | 145 m <sup>2</sup>   |
| 壁面の位置の制限      | 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は 1m 以上とする。<br><p>(緩和規定)<br/>①物置その他これに類する用途で、軒の高さが 2.3m 以下で、かつ、床面積の合計が 5.0 m<sup>2</sup> 以内のもの。<br/>②自動車車庫で、高さが 2.5m 以下のもの。</p> |
| 建築物の高さの最高限度   | ・ 建築物の高さ 地盤面から 9m 以下<br>・ 軒の高さ 7m 以下<br>・ 階数 2 階以下（地階を除く）  |
| 建築物等の形態・意匠の制限 | 建築物等の意匠は、白、茶、黒を基調とした落ち着いたものとする。  |
| かき又はさくの構造制限   | 道路、公園、緑道側のかき若しくはさくの構造は、生け垣又は透視可能な高さ 1.5m 以下のフェンスとする。   |

□ 土地の利用の制限 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

|          |                     |
|----------|---------------------|
| 土地の利用の制限 | 道路、公園、緑道内の樹木類を保全する。 |
|----------|---------------------|